

細見谷要望書アフターケア委員会活動報告(2005年度)

2006年3月20日

細見谷アフターケア委員会

副委員長 金井塚 務

はじめに

本報告は、2005年1月から2006年3月までの15ヶ月間に渡る細見谷溪畔林保全を求める要望書アフターケア委員会としての活動と委員各自のアフターケア活動に関わる内容を含んでいる。この間、西中国山地国定公園・細見谷溪畔林を縦貫する緑資源幹線林道(大規模林道)計画は有識者による「環境保全調査検討委員会」が着工に向けて、審議を続けており、日々、情勢は変化している。そのため要望書アフターケア委員会には、検討委員会での議論をふまえ、意見書や質問状、関係官庁への申し入れなど、事態に即応できる態勢が求められるが、各委員とも多忙な状況の中で、それを実現することはほぼ不可能に近かった。よって、要望書の趣旨(現十方山林道のいかなる舗装も認めず、大規模林道計画の中止を求める)をふまえ、各委員がそれぞれの立場で事態に対処する以外に方法はなく、またそうすることで一定の成果を上げてきた。

活動報告

2005年1月11日 林野庁・環境省申し入れ

日本共産党の広島県廿日市市議団、広島市議団、仁比聡平参院議員、中林よし子下前衆院議員らが

- (1) 細見谷溪畔林の価値を認識され、その保全に万全の期すこと。
- (2) 細見谷溪畔林は、生物多様性に富み、生物生産性が極めて豊かな湿地帯であり、ラムサール条約に登録されるよう関係機関に働きかけること。
- (3) 細見谷溪畔林を自然公園法による特別保護地区に指定すること。
- (4) 同区間に計画されている緑資源幹線林道の建設計画について、環境行政の責任者として建設中止を求めること。
- (5) 報告書素案に対し、生態学者や市民などから公開質問状や意見書が提出されていることから、改めて時間をかけた十分な調査をおこなうよう関係機関に働きかけること。
- (6) 責任ある人材を現地へ出向かせ、細見谷溪畔林の専門家や住民から、説明、報告を受けること。

この申し入れに、アドバイザーとして金井塚委員が同行。

林野庁基盤整備課課長補佐から「環境保全調査検討委員会」が、保全措置を講じることが不可能との結論を得た場合には、「工事中止」となるとの回答を引き出す。

また、環境省では、「溪畔林の自然生態系全体の保全に向けて今後、勉強をする必要がある」「細見谷溪畔林は湿地であり、ラムサール登録地としての要件を満たしている」との回答を得る。

2005年1月28日 緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）環境保全調査報告書（素案）に関する意見書 提出

2月5日に予定されている、意見聴取会に向けて、アフターケア委員会から標記意見書を提出。

植生・植物相保護との関連(河野昭一委員)

- 1．道路工事に伴う直接的影響
- 2．間接的影響

動物生態学的観点からの見解(金井塚務委員)

1. ツキノワグマについて
- 2コウモリ類
- 3モグラ類
- 4両生類等

工事中および工事後の林道沿いの伏流水及び生物相への影響(中根周歩委員)

1. 舗装工事について
2. 透水性資材について
3. 林道建設の採算性について

意見書全文は <http://www8.ocn.ne.jp/~miyajima/>にて公開

本意見書は、2月5日に開催された「意見聴取会」では公開されることはなかったが、その後の検討委員会での議論に影響を与えた(後述)。

2005年2月5日 意見聴取会の開催(出席委員なし)

金井塚委員に意見陳述の要請があったが、タイへの出張のため、欠席(改めてアフターケア委員会から意見書提出を通告・1月28日提出の意見書)

2005年3月9日 第5回環境保全調査検討委員会

豊原源太郎委員長と金井塚務委員が傍聴。

透水性舗装の耐久性について、参考人は「車道での舗装例はなく、高圧洗浄を定期的に繰り返したとしても、耐用年数は10年程度」と発言。こうした短期間での再工事が必要な道路の管理について、受け入れ先の廿日市市の判断は不明。ちなみに同市は維持費のからない道路の移管を望むとの意見書を提出している。

現林道は氾濫源の上に造られた道で、重量車両の通行で路面は陥没している(路盤支持力が小さい)。この道路を掘削して固めることなく舗装工事をしてその耐久性には大いに疑問符がつく。逆に掘削し、土壌を固めた場合には伏流水の遮断が大きな問題となるが、この点に関しての議論は深まらなかった。

2005年5月16日 第6回環境保全調査検討委員会

金井塚副委員長が傍聴。

今回中心となった議題は、ヒキガエルに与える影響についてで、参考人意見として京都大学の松井正文氏からの聞き取り調査の概要が提出された。

結論から言えば、「林道工事はさほど大きな影響を与えないであろう」との内容である。理由は以下の通りである。

「林道上にある20カ所以上の水たまりでヒキガエルの産卵が確認されたが、それらは間もなく干上がってしまい、成体まで生き残るカエルはいない。また、林道山手の湿地にも産卵場が確認されているが、これについては湿地が保全される事になっているので問題ない。林道の河川側の湿地に関しては、林道を横断するので轢殺される事が予想されるが、林道を横切る小河川に誘導するような施設（工作物・25cmほどの小さな堀）を設置して保全措置を講じる。ヒキガエルは産卵場所への回帰性が強いので、現在の湿地を保全しておけばそれほど大きな影響を受けずに済む」というのである。しかしながら、現実問題として、幹線林道開通後の車両入れ込み数の増加に伴うカラスの進入や乾燥化による湿地の減少等に関しては議論がなされていない。誘導施設の設置は捕食者による捕食圧を押し上げる可能性が高いことも無視されているなど、全体としての保全策とはほど遠い内容である。

また、サンショウウオなどの両生類やツキノワグマに関する問題も複数の委員から疑問が提示され、次回の課題となった。

2005年7月10日 第7回環境保全調査検討委員会

金井塚副委員長が傍聴。

クマタカに関する議論が行われたが、希少生物情報を根拠に議事は非公開となった。また、同時にアフターケア委員会から出されていた意見書に基づいて、波田善夫委員からはツキノワグマに関する議論の必要性や鳥井春巳委員から、哺乳類の生息状況の把握が不十分との指摘があった。この点については最終報告書でも改善されていない。ヒキガエルの産卵場に関しても、人工池方式の問題点を指摘する声上がり、改善する旨、事務局より回答があった。しかし溪畔林の生物多様性保全の観点からは、こうした個別的保全策ではカバーしきれないことが指摘されておらず、生態学的議論が求められる。

また、今回新たに、着工後のフォローアップ調査を実施することで、早期着工を求める発言が事務局からなされた。ちなみにフォローアップ調査会は、機構とアセス業者、機構が指名する有識者で構成され、地元NGOや研究者は入れない。しかしながら、現状すら正確に把握できていない状況では、フォローアップしようがないとの意見も出された。

2005年8月4日 林野庁・環境省申し入れ

広島2区選出 松本大輔衆議院議員(民主党)と無駄な公共工事チェック議員の会 佐藤謙一郎衆議院議員ほか
金井塚務副委員長が同行

林野庁への要望書

1. 緑資源機構環境保全調査検討委員会に、現地をよく知る研究者、NGOの参加を求め、より事実に基づいた議論をすること。その上で、検討項目を再吟味し、現状を把握するための調査をやり直すこと。
2. 同委員会の検討結果を、工事中止を含む将来に向けた溪畔林地域利用のための基礎資料として尊重すること。また、林道完成後の移管先である廿日市市に対しても尊重させること。
3. 移管先の廿日市市が負担すべき維持費を明示し、透水性舗装の維持管理が可能か否かの検討をさせること(同市は砂利舗装の維持管理予算がないことを理由に維持費のかからないアスファルト舗装を求めている)。
4. 市民の疑問や要望に誠実に対応するよう、監督官庁として機構を指導すること。

環境省への要望書

1. 細見谷溪畔林の重要性に鑑み、同地域を西中国山地国定公園、特別保護地域または第1種特別保護地域に格上げするよう、広島県に強く働きかけること。同時に、同溪畔林をラムサール条約登録に向けて適正な措置を講じること。
2. 同溪畔林地域は魚食によるツキノワグマの高密度生息が可能な地域であり、その特異的環境を配慮してツキノワグマの保護地域とし、孤立個体群の安定的維持に努めること。
3. 緑資源機構環境保全調査検討委員会に、現地をよく知る研究者、NGOの参加を求め、より事実に基づいた議論をすること。その上で、検討項目を再吟味し、現状を把握するための調査をやり直すこと。
4. 同委員会の検討結果を、工事中止を含む将来に向けた溪畔林地域利用のための基礎資料として尊重すること。
5. 上記3及び4については、細見谷溪畔林生態系の種多様性保全の重要性に鑑み、関係機関等に助言・勧告をすること。

全体的な印象としては、環境省と林野庁との合同協議ということもあって、前回のよう
な積極的な姿勢からやや後退した印象であった。このたびの申し入れでは、直接緑資源
機構を呼んで行う必要性を認識した。翌日は当日出席した3名の民主党国会議員を伴っ
て、細見谷現地を視察。

2005年8月5日 無駄な公共事業チェック議員の会所属の衆議院議員3名とともに現地視察

松本大輔(広島2区選出)、佐藤謙一郎(チェック議員の会前事務局長)、松野頼久(チェッ
ク議員の会事務局長)の3名が参加。

金井塚務アフターケア副委員長が案内。

2005年10月2日 シンポジウム 本音で話そう 「細見谷溪畔林と緑資源幹線林道(十方山林道)」

場所 YMCAコンベンションホール (広島市中区八丁堀7-11)

基調講演 河野昭一(アフターケア委員) 金井塚務(アフターケア副委員長)

2005年 10月7日 第8回環境保全調査検討委員会

金井塚副委員長が傍聴。

前委員会での指摘を受けて、細見谷地域でのツキノワグマの生息状況を巡る議論があったものの、資料提出側の要望で「非公開」となったため、具体的な議論を聞くことができなかった。しかしながら、当該地域のツキノワグマに関しては、金井塚を中心とする広島フィールドミュージアムによる調査しか、具体的な内容を掴んだものはなく、議論はほとんど実りのないものであったようだ(後述、波田善夫委員の報告書に対する意見参照)。

さらに、波田委員から、京都大学の竹門康弘氏を中心とする水生昆虫研究グループの調査に基づくコメントが紹介された。その概要は以下の通り。

「カワゲラ目として63種を確認し、そのうち少なくとも15種が未記載、ないし所属不明の種であり、(細見谷は)特異な地域である」

その一方、「機構側の調査ではわずか24種の生育を確認する程度の調査に留まっている」。

さらに、夜行性動物に対する保全策(たとえば夜間通行禁止措置)などが必要との意見もでた。検討課題は回を追うごとに増えてきている。

2005年 11月28日 第9回環境保全調査検討委員会

金井塚副委員長が傍聴。

鳥居春己委員が欠席の中、波田善夫委員が、機構側の調査不足を指摘する意見を陳述。

1. 調査精度に関する見解 a. 植物相調査 b. 水生昆虫
2. モニタリングに関して
3. 西中国山地における細見谷の評価
4. 雑感

内容の詳細は、<http://www8.ocn.ne.jp/~miyajima/> 参照

以上のような決定的な不備(座長は植物リストが暫定的である旨発言。暫定的なリストを元に検討した最終報告書など論理矛盾も甚だしい)があるにも拘わらず、この日の検討委員会は、報告書素案の承認という最終段階となると予測されていたとおり、かなり強引な、つまりは検討不十分なまま、環境保線調査報告書を承認という結果に終わった。

ちなみに、この最終報告書は12月28日に公開されている。この最終報告書には本文の

他に波田善夫、鳥居春己両委員の意見書が付帯してある。

機構側の報告書がきわめて不十分であると、一部の委員に認識されるようになったのは、アフターケア委員による調査やNGOへの調査協力の結果が、意見書や私信といった形で検討委員にも広報されたことにある。アフターケア委員会としての活動はこうした検討委員との連携も重要な鍵となる可能性がある。要望書の実現に向けて、NGOや政治家をも含む協力態勢と状況に応じた柔軟な対応が求められる。

今後、アフターケア委員会としてはこの意見書が2006年度に予定されている「期中再評価委員会」へ報告書とともに資料として提出されるよう要求していくことが当面の課題である。

その他の関連した活動

アフターケア委員会そのものではないが、細見谷溪畔林の保全を図る上で必要な活動にアフターケア委員が積極的に関与している活動もある。たとえば、アフターケア委員全員が参加し、呼び掛け人となって「細見谷一帯を西中国山地国定公園特別保護地区への指定を求める署名」活動などがその典型例である。

また、同地域の生態学的重要性を啓発普及するための、写真展や座談会等も各アフターケア委員の責任において行っていることをあわせて報告しておく。

参考資料

細見谷林道に関する意見

岡山理科大学総合情報学部 教授 波田 善夫

委員会の開催は現地視察も含め11回に達した。このような異例ともいえる年月と多数の委員会の開催を余儀なくしたことの原因は、細見谷の自然の優位性に比べ、調査の内容のレベルに大きな乖離があったからである。委員会は一応の結論を出し、結審に至ったが、林道整備に対する各委員会の対応は様々であり、全員一致での結審ではなく、残された課題も多い。今後これらの課題を解決する必要がある。

1. 細見谷を中心とする西中国山地と整備

地域の自然を把握し、評価するための調査項目と精度はその立地に発達している自然特性から選定され、実施される必要がある。本件はアセス法に則ったものではないが、その精神は遵守されるべきであり、立地の自然に合わせたメリハリのあるものでなければならない。

2. 調査の基本方針と精度

細見谷および周辺地域ではツキノワグマの生息密度が高いことは良く知られた事実であり、包括的調査が必要であった。渓谷であるので水生昆虫などの水生生物に関する調査は重要視されるべきであった。これらの項目に関する調査は通り一遍なものであり、評価可能な段階ではない。その他の調査に関しても調査回数が少なく、路線の変更などもあって適切な時期に十分な調査を実施できていない。具体的にはツキノワグマに関しては多くの観察例や問題が指摘されているが、これに対する調査は文献調査のみであり評価できる段階にない。水生昆虫に関しては調査時期が不適切であるとともに、十分な調査が実施されていない。京都大学の竹門氏を中心とするグループはこの地域の調査を実施し、カワゲラ目として63種を確認し、そのうち少なくとも15種が未記載、ないし所属不明の種であり、特異な地域であると指摘している。しかしながら当該調査ではわずか24種の生育を確認する程度の調査に留まっている。植物相調査は植物に関する調査の基礎となるものであるが、調査回数が少なく、適期に実施されていないこともあって、不十分あるいは不正確である。当該調査では約600種の植物の生育を確認している。一方自然保護団体が実施した調査においても約600種が確認されているがその一致率は60%を超える程度に留まっている。調査時期を失しているために、ラン科を中心とする貴重種の欠落が著しく、このような調査に立脚した保護保全対策には、大きな問題が内在していると評価せざるを得ない。

このような調査の不充分さは、何をどの程度理解すべきであることを事前に検証せず、一般的な調査項目を緑資源の緩やかな基準によって調査したためであり、細見谷の自然を正しく把握し評価できていない。委員会の結論としては着工を容認するものとなった。当面、自然性の高い地域における工事は実施しないこととし、充実した調査を実施する必要がある。

3、モニタリングおよびフォローアップ 調査

現在の方針は、前述のような調査の不備をフォローアップ調査で補完するとしている。モニタリングは、工事開始前の状態とその後の変化を比較することによって行なわれる。したがって自然状態における調査のレベルが高いことが必要であるが、現時点における調査資料ではモニタリング開始時点のデータとしては不十分なものである。早急にモニタリングの出発点となるデータを取得する必要がある。

4、事業の有効性、コストパフォーマンスに関する評価

本林道の整備は、細見谷の高い自然性、重要性に配慮した結果、道路の幅員は狭小なものとなった。その結果通行車両の推定値は190台/日に低減した。この推定値は行楽シーズンである秋季に計測された数値を元に算出したものである。道路の設計条件が大幅に変更されたため、計算方法の妥当性も含め、事業の有効性や公益性コストパフォーマンスに関して改めて評価する必要がある。通行時間の推計方法に関しては、通常、使用されていない時間距離による配分方式が採用された。検討委員会においても、この計算方法による推計値には疑問が投げかけられており「予測される最大の数値である」と位置づけられている。既存道路よりも、15～20分程度、通行は余分な時間がかかり、通行量が増大すれば、離合による交通渋滞も発生すると予想される。適切な通行量の推計が行われる必要があり、除雪されないので通行可能期間はやく半年しかない点も考慮すべきであろう。

5、完成後管理

本林道の整備に関しては多くの制約、条件が設けられた。林道整備後の管理は地元の自治体である廿日市市にゆだねられることになる。林道の整備は、完成以降地元自治体によって高いレベルの維持管理が実施されることが前提であるので、現時点における廿日市市の管理項目の受諾意志表明が必要である。

細見谷林道整備に関する意見

鳥居春巳

緑資源機構は、細見谷の自然の重要性を考慮し、アセス法に沿わない形での調査を実施し、当初計画を縮小してきた。委員会は予定を越えた審議を続け、一応の結審をみたものの多くの課題を残した。これは調査の不十分さに起因したものであるが、細見谷の自然の本質を理解しないままに、一般的なアセス調査における調査項目を実施したことに起因したと考える。

本来であれば対象地域の特性に合わせた調査が実施されるべきであり、当該地域であれば、植物全般と水棲動物あるいはそれらの乾燥化の影響、水質変化の予測、ツキノワグマの棲息状況などが詳細に調査されるべきであったろう。しかるに植物相と水棲昆虫類では多くの種が抜け落ちていることが自然保護団体の調査で指摘された。ツキノワグマについては周辺地域の棲息状況は示されたが、細見谷周辺での調査は実施

されてこなかった。

今後、ファウナとフローラの充実のためにフォローアップ調査が計画されている。報告書の保全計画で注目される貴重種ももとは普通種であった。この普通種も生物学的多様性の視点からは、重要視されるべきである。普通種が人知れず当該地域から消え去ることは工事の影響に他ならない。工事の影響を鮮明にするためには、着工前にファウナとフローラは明らかにされる必要がある。また棲息種の確認のみならず、アンブレラ種としてのクマタカやツキノワグマの生活様式、利用様式を追跡するという手法で長期に渡る調査が実施されるべきである。また調査者精度を上げるためには自然保護団体を含め広範なメンバーによる調査を企画する必要があるだろう。

着工後の最大の関心事としては、工事の影響を常時モニタリングし、中断等を含めた勧告が早急に可能となるシステムの構築が残されている。供用後は、機構のこの地域を保全するという姿勢が、管理移管される地方自治体に踏襲されるということが担保されていない。この担保を着工の条件とすべきと考える。